

久留米市 保育料基準表

保育認定用
【保育標準時間】

令和4年度 保育所・認定こども園(保育所として利用)の保育料表					
令和3年9月					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)		《参考》国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)	
【久留米市】階層区分	市民税の課税状況等	3号認定(3歳未満児)	2号認定(3歳以上児)	国階層区分	徴収金基準額(月額)
		※年度途中で3歳になる子どもを含む	※年度途中で3歳になる子ども以外		3号認定(3歳未満児)
令和元年10月より無償化					
第1階層	生活保護世帯	0		第1階層	0
第2階層	非課税世帯	0		第2階層	0
第2階層1	上記階層の要保護者世帯※	0		第2階層1	0
第3階層	均等割のみ課税世帯	8,000		第3階層	19,500
第3階層1	上記階層の要保護者世帯※	4,000			
第4階層	所得割 48,600円未満	11,000		第3階層1	9,000
第4階層1	上記階層の要保護者世帯※	5,500			
第5階層	所得割 48,600円以上 53,000円未満	14,000		第4階層	30,000
第5階層1	上記階層の要保護者世帯※	7,000			
第6階層	所得割 53,000円以上 70,000円未満	16,000		第4階層1	9,000
第6階層1	上記階層の要保護者世帯※	8,000			
第7階層	所得割 70,000円以上 97,000円未満	18,000		第5階層	44,500
第7階層1	上記階層の要保護者世帯※ (77,101円未満)	9,000			
第8階層	所得割 97,000円以上 132,000円未満	27,500		第6階層	61,000
第9階層	所得割 132,000円以上 169,000円未満	35,500			
第10階層	所得割 169,000円以上 301,000円未満	45,600		第7階層	80,000
第11階層	所得割 301,000円以上	49,800		第8階層	104,000

久留米市 保育料基準表

保育認定用
【保育短時間】

令和4年度 保育所・認定こども園(保育所として利用)の保育料表					
令和3年9月					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)		《参考》国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)	
【久留米市】階層区分	市民税の課税状況等	3号認定(3歳未満児)	2号認定(3歳以上児)	国階層区分	徴収金基準額(月額)
		※年度途中で3歳になる子どもを含む	※年度途中で3歳になる子ども以外		3号認定(3歳未満児)
令和元年10月より無償化					
第1階層	生活保護世帯	0		第1階層	0
第2階層	非課税世帯	0		第2階層	0
第2階層1	上記階層の要保護者世帯※	0		第2階層1	0
第3階層	均等割のみ課税世帯	8,000		第3階層	19,300
第3階層1	上記階層の要保護者世帯※	4,000			
第4階層	所得割 48,600円未満	10,800		第3階層1	9,000
第4階層1	上記階層の要保護者世帯※	5,400			
第5階層	所得割 48,600円以上 53,000円未満	13,700		第4階層	29,600
第5階層1	上記階層の要保護者世帯※	6,850			
第6階層	所得割 53,000円以上 70,000円未満	15,700		第4階層1	9,000
第6階層1	上記階層の要保護者世帯※	7,850			
第7階層	所得割 70,000円以上 97,000円未満	17,600		第5階層	43,900
第7階層1	上記階層の要保護者世帯※ (77,101円未満)	8,800			
第8階層	所得割 97,000円以上 132,000円未満	27,000		第6階層	60,100
第9階層	所得割 132,000円以上 169,000円未満	34,800			
第10階層	所得割 169,000円以上 301,000円未満	44,800		第7階層	78,800
第11階層	所得割 301,000円以上	48,900		第8階層	102,400

教育認定

認定こども園(幼稚園として利用)
・認定が必要な幼稚園の保育料は、令和元年10月より無償となりました(1号認定子ども(3歳以上))

※要保護世帯 … 次の①～④に該当する世帯

- ①ひとり親と認定される世帯
- ②世帯員が障害者手帳を所持しており、写しを提出している場合
- ③離婚調停・裁判中で、裁判所等からの書類を提出している場合
- ④DVの事実を証明する書類を提出している場合

○保育料の決定方法については、別紙「令和4年度(2022年度)保育所等の保育料について」をご参照ください。
下記ホームページにも掲載しています。

久留米市ホームページ
トップ > 子育て・教育 > 子育て支援 > 保育所・認定こども園 > 保育料について

【お問い合わせ先】
〒830-8520
久留米市城南町15番地3
子ども未来部 子ども保育課
電話番号：0942-30-9025



幼児教育・保育の無償化について

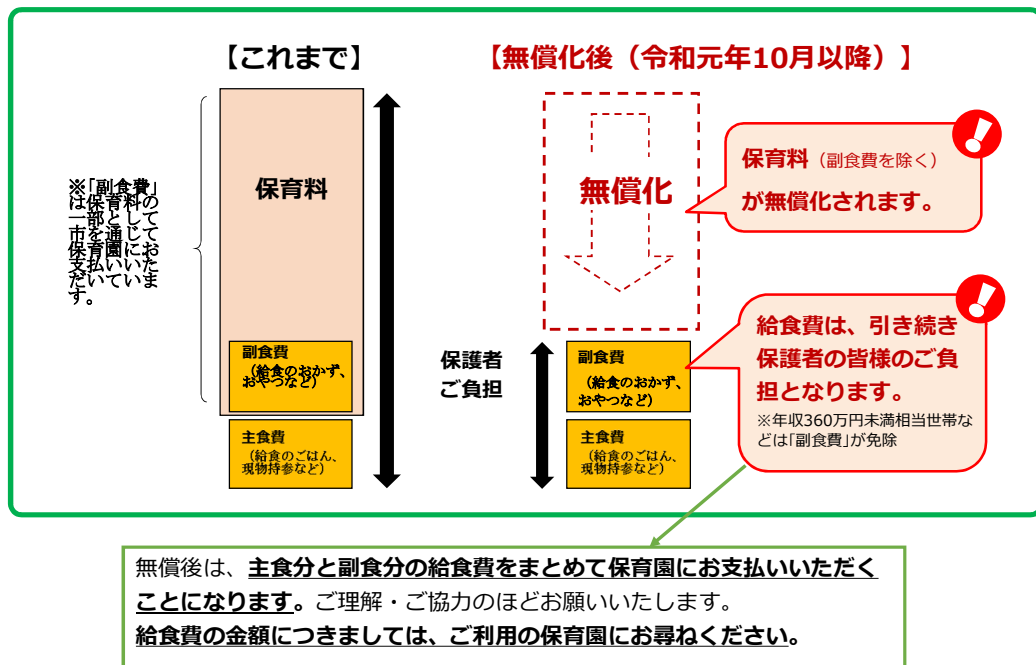
令和元年10月より、3～5歳児クラスの子どもおよび0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもについては、保育料が無償化されました。

3歳児～5歳児の給食費は、引き続き自己負担です。

保育園等の給食にかかる費用(給食費)については、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。

令和元年10月より、給食費(主食費(ごはんなど)に加え、副食費(おかず・おやつなど)が、保育園等の実費徴収となります。(令和元年9月までは、主食費のみ保育所等の実費徴収でした)

※ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子どもの副食費(おかず・おやつ代)は、免除されます。



無償化の対象とならない費用があります

保育園にかかる費用のうち、次のものは幼児教育・保育の無償化の対象となりません。

- ・延長保育の利用料(標準時間認定、短時間認定のいずれの場合も同様です)
- ・通園送迎費(通園の送迎バス代などです)
- ・日用品費(教材費、制服代などです)
- ・行事への参加に要する費用
- ・保護者会費

保育園を利用している場合は、次に挙げる費用も無償化の対象になりません

- ・「病児保育事業」の利用料
- ・「一時預かり事業」の利用料
- ・「ファミリー・サポート・センター事業」の利用料
- ・「認可外保育施設(届出保育施設)」の利用料

【お問い合わせ先】
〒830-8520 久留米市城南町15番地3
子ども未来部 子ども保育課
電話番号 0942-30-9025



令和4年度(2022年度)保育所等の保育料について

保育所・認定こども園・認定が必要な幼稚園・地域型保育事業

1. 保育料の決定方法

①対象児童の年齢

令和4年4月1日時点の児童の年齢で区分します。年度内は、誕生日を迎えても保育料の算定区分上の年齢は変わりません。

②算定対象となる保護者等

保護者(父母)の市町村民税額の合算額で算定します。同居の祖父母等がある場合、保護者(父母)の収入状況などにより、祖父母等のいずれか一人を保育料の算定に入れることがあります。

③市町村民税の課税状況

市町村民税の課税の有無と、市町村民税所得割の額を保育料の算定に用います。所得割の額は、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用せず、これらの税額控除前の額で算定します。保育料の算定に適用される収入及び市町村民税の年度は、次のとおりです。

収入	市民税の年度	保育料
令和2年中	令和3年度	令和4年度 4月から8月分
令和3年中	令和4年度	令和4年度 9月から3月分

④保育料表の適用

①から③の内容と、認定(保育認定・教育認定の別)と保育必要量(標準・短時間の別)を保育料基準表に当てはめて保育料を決定します。生活保護を受給している世帯の保育料は無料です。ひとり親世帯、障害者のいる世帯、同一世帯で複数の児童が保育所等を利用している場合等は保育料が減額される場合があります。

2. 多子世帯の保育料(上の子どもがいる場合の保育料)

兄・姉等の上の子どもがいる場合の保育料は、保育認定の子どもは原則、上の子どもが施設に在籍する就学前児童である場合には、その最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。ただし、年収約360万円未満相当の世帯のうち多子世帯及びひとり親世帯などの要保護者世帯については軽減が拡充され、生計を一にする子である場合には、上の子どもの年齢制限はなくなりました(※)。

※「生計を一にする」とは?

必ずしも同居を必要とせず、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には生活をともにしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合をいいます。(例:親元を離れ、寮で暮らす高校生など)

※上の子どもについて

上の子どもについては、認定申請書および住民票情報で確認させていただき、生計を一にするとみなすことができれば市の判断により軽減します。別居のきょうだいで、申請書に記載がない場合などは、軽減をしないことがありますので、該当すると思われる場合は市へご連絡ください。申立書や必要書類等をご案内し、生計を一にすると認められる場合は減額します。

具体的には、以下のとおり軽減されます。

- 多子世帯のうち、次の要件を満たす場合には保育料が減額されます。
 - ・保育料基準表【保育認定用】で第3階層から第6階層に該当する場合で保護者の市町村民税所得割額の合算額が57,700円未満の場合、第2子が半額、第3子以降が無料となるきょうだい児の年齢制限はなくなります。

3. ひとり親世帯/障害者のいる世帯/その他の要保護者世帯の保育料

要保護者世帯は、保育料の減額の対象となる場合があります。

■要保護者世帯

- ・ひとり親と認定される世帯
- ・世帯員が障害者手帳等を所持しており、写しを提出している
- ・離婚調停・裁判中で裁判所等からの書類を提出している
- ・DVの事実を証明する書類を提出している

要保護世帯のうち、次の要件を満たす場合には保育料が減額されます。

- ・保育料基準表【保育認定用】で第3階層1から第7階層1(第7階層の保護者で市民税所得割額の合算額が77,101円未満)に該当する場合、3号認定児は、第1子が半額、第2子以降は無料となります。

該当児の年齢が3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスの場合は無料です。

◆寡婦(夫)控除のみなし適用

法律上婚姻歴のない非婚のひとり親世帯は、税法上の寡婦(夫)控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親世帯と比べて、市民税額をもとに決定する保育料が高くなる場合があります。久留米市では、婚姻歴の有無により保育料に差が生じないよう、婚姻歴のないひとり親世帯については、申請に基づき、税法上の寡婦(夫)控除が適用されたことみなして、保育料の算定を行います。詳しくは、市へご連絡ください。

4. 保育認定の児童の保育料

左記2. 3.に記載しているとおり、保育認定の対象児童に、兄・姉等の上の子どもがいる場合の保育料は、次のとおり半額又は無料になる場合があります。下記のとおり確認し、久留米市で保育認定を受けて施設へ入所している児童以外は、在園証明書等を提出してください。

■要保護者世帯

市民税所得割額	対象となる「上の子」	対象児童の保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
0円(均等割も0円)	保護者と同一生計の子ども全て	無料	無料	無料
77,101円未満	保護者と同一生計の子ども全て	半額※	無料	無料
77,101円以上	施設に在籍する就学前児童のみ	全額	半額	無料

■上記以外の世帯

市民税所得割額	対象となる「上の子」	対象児童の保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
0円(均等割も0円)	保護者と同一生計の子ども全て	無料	無料	無料
57,700円未満	保護者と同一生計の子ども全て	全額	半額	無料
57,700円以上	施設に在籍する就学前児童のみ	全額	半額	無料

■対象となる施設(★)

在園証明書等の提出が不要	在園証明書等の提出が必要
○保育所 ○認定こども園	○認定を必要としない認可幼稚園
○認定が必要な認可幼稚園	○特別支援学校幼稚部
○小規模保育事業	○情緒障害児短期治療施設
○家庭的保育事業	○児童発達支援
○事業所内保育事業	○医療型児童発達支援
○居宅訪問型保育事業	

該当児の年齢が3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスの場合は無料です。

5. 特別な場合の保育料

①税額が不明の場合の保育料

保育料の算定に必要な市町村民税額が確認できなかった場合は、仮の保育料額として最高階層で算定します。適正な保育料算定のために、必要な資料を提出してください。書類の詳細については「入所申し込みのご案内」に記載しています。確定申告等をしていない方、外国に居住していた方などが該当します。

②月途中に入所・退所した場合の保育料

月途中に入所した場合の保育料は、日割り計算となります。退所は原則月末日となりますので、在籍月分まで月額保育料がかかります。(転出により、転出先の保育所等に月途中からの入所が決定している場合などは、例外的に日割り計算となります。)自己都合で長期欠席されたりした場合は、利用の有無にかかわらず保育料がかかりますのでご注意ください。

6. 保育料以外の負担について

保育料のほかに、バス代などの実費徴収費や基準以上の職員配置、平均的な水準を超えた施設整備費などの特定負担額(上乗せ徴収費)が必要になることがあります。また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上の給食費にかかる副食費(おかず代、おやつ代など)については、実費徴収となります。